

嘉慶四（1799）年三月上諭訳注：清朝嘉慶維新研究序説¹

豊岡康史 相原佳之 村上正和 李 侑儒²

キーワード：清朝，嘉慶維新，上諭，史料訳注，清朝檔案

Primary Studies on the Jiaqing Reforms: Translation and Notes for Imperial Edicts on March, 1799

Yasufumi TOYOOKA (Shinshu University)

Yoshiyuki AIHARA (Toyo Bunko)

Masakazu MURAKAMI (Niigata University)

Yu-ju LI (University of Tokyo)

Key words: The Qing Dynasty, Jiaqing Reform, Imperial Edicts, Translation and Notes, Official Documents of the Qing.

嘉慶四年正月初三日（1799年2月7日）³朝，60年以上にわたって清朝に君臨した乾隆帝が死去した。これにともなって親政を始めることとなった嘉慶帝は次々に改革案を打ち出していった。これらの改革は、当時から「維新」と呼ばれ、その後、アヘン戦争や太平天国戦争，列強の圧迫に直面する19世紀清朝の政策基調の前提をかたちづくってゆくことになる⁴。著者らは、この改革の初期の状況を明らかにすべく、嘉慶帝親政最初の1年間に皇帝名義で発出された指示（「上諭」）を悉皆調査⁵し、そのうえで月ごとに訳出し、注釈を付す作業を

¹ 本研究は平成28年度三菱財団人文科学研究助成ならびにJSPS 科研費17K13548, 26770239, 18K12522の助成を受けた。

² 著者の所属と職名は以下の通り。豊岡康史（信州大学人文学部准教授），相原佳之（東洋文庫研究部研究員），村上正和（新潟大学人文学部准教授），李侑儒（東京大学大学院人文社会系研究科博士課程）。

³ 本稿では、当時清朝で用いられていた時憲曆（太陽太陰曆）を用いて日時を漢数字で表記し、必要に応じてアラビア数字でグレゴリオ曆（太陽曆）の年月日を付す。また、人名はすべて史料上の表記に従い、満洲、蒙古出身のものについても漢字で表記する。

⁴ 豊岡康史「嘉慶維新（1799年）の再検討」（『信大史学』第40号，2016）。

⁵ 嘉慶期の政策決定に関わるおもな上諭と奏摺のリストは、中国第一歴史檔案館編『清代軍機處隨手登記檔』（国家図書館出版社，2013年）および国立故宮博物院図書館所蔵「軍機處檔冊隨手登記檔」（嘉慶四年春夏季・同秋冬季）で確認できる。その内、上諭に関しては以下の出版された史料集にはほぼ網羅されている。中国第一歴史檔案館編『嘉慶道光兩朝上諭檔』（桂林：広西師範大学出版社，2000年），『仁宗睿皇帝実録』（中央研究院歴史語言研究所『清実録』DB。http://hanchi.ihp.sinica.edu.tw/mql/login.html），中国第一歴史檔案館編『嘉慶帝起居注』（桂林：広西師範大学出版社，2005年）。

行い、すでに正月・二月分について発表した⁶。

前稿においてすでに指摘したとおり、近年、中国近世史と近代史を架橋する時期として、嘉慶期における清朝の変容に関心が集まっている。著者らが行ってきた共同研究は、その研究潮流に棹さし、その変容について、最初期にスポットライトを当て、一つ一つの上諭が発出された文脈に注目し、また項目ごとではなく時系列に沿って上諭を検討することを通じて、改革初期の嘉慶帝率いる清朝首脳がどのような政策課題に直面し、どのように対処していたのかを総合的に把握することを目的としている。

本稿では嘉慶四年三月分（以下、当時の太陽太陰暦による月日表示は漢数字を用いる）を取り扱う。すでに発表した正月・二月分で明らかになったように、嘉慶帝は乾隆帝死去の直後、先帝の目を覆う奸臣として当時の筆頭軍機大臣和珅（ヘシェン）を断罪して自殺を命じ、さらに当時問題となっていた湖北・四川・陝西の3省を巻き込んだ白蓮教反乱について、和珅を頂点とする贈賄の連鎖に原因を求めた⁷。その上で、嘉慶帝は、贈賄・不正によって皇帝のもとに上がってこなくなった社会の実態についての情報を、民間から清朝政府に対して直接訴え出ることを認め、さらに贈賄の原資として官員が行ってきたとされる民衆から様々な非公式の付加税や手数料徴収を抑制しようとした。

三月分の上諭においても、贈賄の横行を抑制しようという基調に大きな変化はなく、関所の通行商業税額徴収にかかわる規定を調整している。一方で和珅断罪の影響を最小限にとどめ、官僚に対する処罰についても抑制的に調整している。ときおり挟まる反乱鎮圧についての指示とともに、様々な規定を改革しながら各地方統治におけるルーチンに戻ろうとしている様子が見て取れるだろう。本稿で提示されるさまざまな事例は、嘉慶帝親政にともなう改革のみならず、その改革が行われる社会的・政治的背景を明らかにするものともなるであろう。

本稿では、『嘉慶道光兩朝上諭檔』第4冊（以下、『上諭檔』と略記）および『大清仁宗（嘉慶）実録』巻40・巻41（以下『仁宗実録』と略記）から上諭を選訳した。嘉慶四年三月中には四月十三日に行われる予定の乾隆帝死去百日の儀礼（「百日大祭」）の準備に関わる上諭が多数発出されているが、本稿では政策傾向を探ることを目的としているので、収録しなかった。また裁判、量刑に関わる指示についてもルーチンで処理されていると判断されたものについては収録しなかった⁸。また『仁宗実録』に含まれる白蓮教反乱鎮圧に関わる具体的な作戦の指示などについても収録していない。なお、『上諭檔』から訳出した上諭には、しばしば嘉慶帝による修正のための書き込みが見られ、『実録』に集録される際にはこの修正を反映したものが収録されている。本稿では、この嘉慶帝による書き込みを必要に応じて「【】」で示した。ただし、語気を整えるための細かい書き込みなどについては明記していな

⁶ 相原佳之・豊岡康史・村上正和・李侑儒「嘉慶研究序説(1)：嘉慶四年正月・二月上諭」（『環日本海研究年報』23, 2018年）。

⁷ 前掲豊岡「嘉慶維新（1799年）の再検討」および山田賢「「官逼民反」考：嘉慶白蓮教反乱の「叙法」をめぐる試論」（『名古屋大学東洋史研究報告』25, 2001年）。

⁸ たとえば『仁宗実録』巻40、嘉慶四年三月戊辰（初十日）条、同巻41、同月庚辰（二十二日）条、『上諭檔』No.318（嘉慶四年三月二十二日）に含まれる、タイジである阿訶拉が伯父卓哩克図を殺害した事件の再審結果にかかわる記述については、紙幅を考慮し、収録しなかった。

い。また、「()」は訳者による注記である。

嘉慶四年三月初一日（1799年4月5日金曜日）

『仁宗実録』同日（己未）条

内閣が命令を受けた。

「現在、バトルで侍衛の綸布春⁹など18名に、四川の軍営にむけた軍需銀の輸送を行わせている。これまで、我朝の満洲の世僕たちは、軍務があれば自ら出立を願い出た。その国家に報じようとする心は、誠心から出たもので、利益を求めたものではなかった。しかし、近年、軍営に赴くものは、兵站から金銭をせびりとることばかりをかんがえ、軍営に到着した後は戦おうともしないのに、功績があるかのように見せかけようとするばかりである。さらに、帰途に通過した地域でも金銭をせびり取り、家に着くころには多くの財産を手に行っている。それ故、東三省の人¹⁰は凱旋したのち、すぐに墓の修繕を理由に職を辞し、せびり取った財産を持ち帰り、不動産を買いあさる。これらの陋習は、朕もよく知るところだが、もはや過去のことであり、深く追及しない。綸布春は、道すがら輸送する軍需銀をよくよく管理し、上諭のとおり、付き従う者が以前の様に騒ぎ立て金銭をせびり取って回ることのないようにせよ。もし、悔い改めることなく（金銭要求を行ったら）、発覚し次第、重罰に問い、決して容赦しない。さらに、今回の軍営には、人員の追加配備を認めていない。今回、綸布春らを派遣するのは、そもそも軍事物資を輸送するためである。四川の軍事行動は、すでに見通しがたっており、速やかに完了するであろう。綸布春は現地に到着したときに、まだ鎮圧が終了していない場合にはそのままとどまり、傷病者と交替させてもよい。しかし、無知の徒は、また兵が増やされるのではないかと考え騒ぎ立てるかもしれない。朕の命令をはっきりと伝えよ。」

嘉慶四年三月初三日（1799年4月7日日曜日）

『上諭檔』No.224

嘉慶四年三月初三日、内閣が命令を受けた。

「本日、巡漕給事中劉坤¹¹が、一日五百里の駅伝で奏摺を提出した。朕は、緊要の事柄であろうとおもい内容を見たところ、旗丁（漕運に携わる兵士）劉長元が、於采芹¹²が造船に関

⁹ 綸布春（?-1801）：満洲鑲白旗出身。羅佳氏。グルカ戦争、ミャオ族反乱の鎮圧で活躍し、バトルの称号を受ける。1797年から白蓮教反乱鎮圧に参加。1801年、鎮圧作戦中に病死。以下人名注記のうちキャリアにかんしては中央研究院歴史語言研究所「人名權威資料庫」（2007年公開。http://archive.ihp.sinica.edu.tw/ttsweb/html_name/index.php）を参照した。

¹⁰ 東三省：盛京・吉林・黒龍江の清朝の故地を指す。なお、1907年に省が置かれるまで、これらの地域は行政区画として「省」は置かれていない。古市大輔による用法の検討によれば、「東三省」は少なくとも嘉慶年間までは、地域名称というより、満洲古来の風格を有する人々として、主に満洲八旗出身の軍人を呼ぶものであった。古市大輔「清実録」のなかの「東三省」の語とその用例・用法：18世紀清朝の対マンチュリア認識との関わりにも触れながら」（『金沢大学歴史言語文化学系論集 史学・考古学篇』4、2012年）、同「清代嘉慶・道光年間における「東三省」の語とその用例・用法：19世紀前半の清朝の対マンチュリア認識の特徴にも触れながら」（『金沢大学歴史言語文化学系論集 史学・考古学篇』6、2014年）。

¹¹ 劉坤（生没年不詳）：直隸通州出身。乾隆三十六年（1771）挙人。この時、兵部掌印給事中、巡漕御史。

わる労賃や警備費を勝手に差し引いていたことについて訴え出た案件に関わるものであった。また、於采芹が管理する漕糧（大運河を利用した北京への穀物輸送）の船はすでに北上を開始しており、引き返させるのは不適切であるので、通州に到着して積み下ろしを終えてから、取り調べを行うとあった。これは、劉坤自身が言うように秋になってから犯人を逮捕して取り調べを行うべきで、すぐに究明が必要なことではない。また劉坤は漕運の最後尾の船団を率いて、於采芹よりもあとを北上している。なぜわざわざ五百里の速度で報告を行い、駅をいたずらに煩わせ、朕を驚かすのか。劉坤は物事をよくわかっていない。吏部に通知して厳しく処分する。この案件は、費淳¹³に通知する。於采芹の班の漕糧の積み下ろしが終わってから証人をあつめ、公平に審議し上奏するように。劉坤の上奏文も費淳に閲覧させる。」

嘉慶四年三月初五日（1799年4月9日火曜日）

『上諭檔』No.230

軍機大臣が総督銜湖南巡撫姜晟¹⁴に伝える。嘉慶四年三月初五日、命令を受けた。「ある者の弾劾によれば、「(湖南)布政使の鄭源璿¹⁵は(新任の)属員から多額の金銭をせびり取り、それが支払われないと着任を認めない。各員は書役(現地採用の下役人)の力を借りねば公務を遂行することが出来ないで、遂には(書役の)ほしいままに余分な税を脅し取らせるなどして人々を苦しめている」という。述べるところはみな確かで根拠がある。鄭源璿の評判が凡庸であるのは、朕がもともと知っている。今このように弾劾する者がいるのだから、すみやかに鄭源璿を免職して拘束し、姜晟に引き渡して取り調べさせるように。もし実際に不正の証拠があれば、すぐさま処分案を定めて報告せよ。任地にある財産は、すぐに厳しく調査・押収し、隠匿されることのないようにせよ。

この案は本来なら特別に高官を派遣して調査を行うべきであるが、湖南は遠方にあり、かつ適任のものが見当たらない。姜晟の平日の働きぶりは、なお職責を全うしているといえる。姜晟がこれまで鄭源璿を弾劾しなかったのは、鄭源璿が和紳と結びついているため、不用意に告発できなかつたのであり、一緒になって不正を働いていたのではない。このため、姜晟に鄭源璿を引き渡して取り調べをさせるのである。姜晟は公正に、かつ事実に基づいて、徹底的に追及せよ。少しでも擁護すれば、すぐに問題として取り上げ、来京させて軍機大臣に引き渡し、刑部と共に厳しく取り調べさせる。そうすれば事実を明らかにすることは難しくはない。姜晟が鄭源璿をかばおうとすることは不可能であるし、朕をだます罪を犯すものである。

以前、姜晟には来京して謁見するよう命じており、恐らくは既に出発しているだろう。該

¹² 於采芹：人名。詳細不明。

¹³ 費淳（1739-1811）：浙江省錢塘県出身。乾隆二十八年（1763）進士。この時、兩江総督。のちに大学士に任じられる。

¹⁴ 姜晟（1730-1810）：江蘇省元和県出身。乾隆三十一年（1766）進士。この時、署湖広総督。のちに刑部尚書に任命されるが老齢を理由に固辞。

¹⁵ 鄭源璿（1743-1799）：直隸豊潤県出身。山西布政使を足掛け9年務める。1792年から湖南布政使に任じられていた。

巡撫はどこでこの旨を受け取ったとしても、すぐに省に戻って取り調べを行え。湖南布政使の全ての業務は、（按察使）清安泰に命じて代理させ、朕による後任の任命を待つように。按察使の業務は、姜晟が道員の中から一人を選び、しばらくの間、代行させる。この命令を通達し、あわせて鄭源璿を弾劾した上奏文の原本を送付して閲覽させよ。」

命令に従い、以上のとおり通達する。

『上諭檔』 No.231

鄭源璿が私腹を肥やし、ポストを勝手に売り払っていた件に関しては、鄭源璿を免職とし、取り調べを行っている。その任所における財産は官で没収すべきなので、我々はこのことを姜晟への寄信上諭（No.230）の草案で言及した。鄭源璿の原籍地である直隸豊潤県と京師の財産は、直隸総督衙門と歩軍統領衙門がそれぞれ人員を派遣して差し押さえを行うべきである。謹んで上奏する。

嘉慶四年三月初五日、「わかった」との上諭を奉じた。

『上諭檔』 No.232

嘉慶四年三月初五日、内閣が命令を受けた。

「さきに、学政が棚規・紅案（科挙実施に関わる陋規）を受け取るという慣習が長く続いている件について、すでに学政には過剰な金銭要求をすることのないように指示をくださった。今回、ある上奏によれば、また新たな規定をつくると、さらなる金銭要求が発生するとあった。このような上奏文が出る以上、再び各省の学政においては清廉潔白に、公平に試験を行い、本来の手当を理由にして勝手に手数料を水増しして受け取ることのないようにせよ。もし、生員・童生などの地位を賄賂を受けて売り払い、法を曲げて私腹を肥やすことがあれば、必ず重く罰し、容赦しない。この命令をふたたび通知せよ。」

嘉慶四年三月初六日（1799年4月10日水曜日）

『上諭檔』 No.237

嘉慶四年三月初六日、内閣が命令を受けた。

「ある者が地方統治における四つの積弊を上奏してきた。「一つ。総督・巡撫・按察使・布政使・道台らが管轄下の州県を通過するのに、随員はややもすれば百人を超え、公館は五、六か所にもなり、各所で付け届けや接待を要求しており、州県はこれを口実に民間にまで負担を広げている。一つ。京師から派遣された大官が省を通過すると、総督・巡撫・布政使・按察使・道台は人を派遣して出迎え、毎日随行する。途中では宴席を設けて、駅ごとに金銭を要求しており、これらの家人の費用は、命じられた任務の範囲を超えている。一つ。総督・巡撫・布政使・按察使・道台の役所では、着任すると調度品購入や、建物修理、馬の飼育、日よけや炭の費用をみな府都や省都に県城が付設されている県の知県（「首県」）に請け負わせ、各項目を県に割り当てている。各府が首県に請け負わせる弊害もまた同様である。一つ。宴席を設けるのに歌い手を集め、広く俳優を求め、劇団を作って、官がそれを養うのに、また首県に負担させている。宴席一回分の報償として銀数百両も費やしており、陪席の官僚たちは深く苦しんでいる。甚だしい場合は、あるいは歌童を養い、ほしいままに無駄な

費用を費やす」。述べている内容はみな、現在の弊害を言い当てている。【朕のよく知るところである】。

各省の総督・巡撫・布政使・按察使・道員・知府は俸給・養廉銀の額においても優遇されているのだから、清廉潔白に職務に務めて、厳しい態度で属員を率いるべきであり、公務で外出する時は、軽騎にして随員は減らすべきである。派遣された官員が通過するのに、どうして人を派遣して出迎える必要があるか。役所の建物や調度品などのあらゆる費用は、とりわけ【質素なものとし】、自らの財産や【養廉銀の余り】から出すべきものであり、どうして最も豊かな県に負担させて、それによって省全体にまで負担を及ぼすのか。宴会の事は、もともと法令に抵触しているが、ついに劇団を養い、宴を開いて人を集めて酒を飲んで、属員の報償で俳優の懐を肥やしている。【たとえば王亶望¹⁶・福崧¹⁷等のように、】さらに統治の体を成していない。

ましてや、州県官は民衆を養う立場にあり、上司には地方財政を管理する責任がある。大吏が属員を思いやらずに、公金を損なうのは、自らの金銭を取って浪費することと異ならない。州県官が大吏を供応できず、民の財産を奪うのは、自ら子孫を損なって祖父を肥えさせることと異ならない。試みに問う、小民が室家に安んぜず、属員が欠損を出し、甚だしい場合は問題を生じさせて、多額の費用が費やされるのなら、地方の高官は一人罪をのがれることができようか。これを明らかにして宣諭する。以後は、総督・巡撫・布政使・按察使・道員・知府の各員は、力を尽くして以前の非を改めるように。この訓戒を経た後に、もしあえて空文とみなして、なお以前の轍を踏むならば、ひとたび発覚をするか、或いは人に弾劾された場合、かならずその罪を重く処罰し、少しも情状を酌量しない。あらかじめ教えられていないなどと言うことのないように。この命令を通達せよ。」

嘉慶四年三月初七日（1799年4月11日木曜日）

『上諭檔』No.244

嘉慶四年三月初七日、内閣が命令を受けた。

「前任の閩浙総督魁倫¹⁸が、みずからが福州將軍在任中に欠損をだした関税盈余額の賠償について、住居を売却して銀に変えて納入し、不足分は養廉銀支給額の半分を控除して支払いたい旨、【請願してきた。】

しばしば巷間では、地方官に任じられれば衣食が豊かで満ち足りるとして羨み、京官は生活が大変で、貧しさに苦しむものだと考えられている。地方官でももし清廉潔白に生活すれば貯蓄もできないし、京官でも好き放題に私腹を肥やし、恣に賄賂を貪ることができることは知られていないようだ。和珅や福長安などは一日たりとも地方官に任じられていないの

¹⁶ 王亶望（?-1781）：山西省臨汾県出身。乾隆十五年（1750）挙人。1781年、甘肅での災害救済予算横領の咎で処刑された。

¹⁷ 福崧（1747-1793）：満洲正黄旗出身。烏雅氏。浙江巡撫を足掛け8年務める。1792年、浙江での公金使い込みの咎で自殺を命じられた。

¹⁸ 魁倫（?-1800）：満洲正黄旗出身。完顔氏。四川などで緑營武官を務めたのち、1788年、福州將軍に抜擢され、当時の閩浙総督伍拉納らの汚職を弾劾した。その後、閩浙総督に任命され、さらに1799年、白蓮教反乱鎮圧作戦を統括する経略に任命されるが、翌年、鎮圧の遅れを咎められ自殺を命じられた。

に、自らの家産を増やし、数十百万を有していた。【その財産は地方官の百倍を超える】。官員としての苦楽は、京官か地方官かではなく、その人が貪婪か清廉かによるのである。

魁倫は福州將軍として閩海關監督を兼任し、その後、閩浙總督に拔擢された。その歴年の養廉銀と俸給は京官よりも少ないわけではないが、賠償すべき関税盈余額は支払うのが不可能なほど膨れ上がってしまった¹⁹。これは魁倫の平日の勤務態度が、清廉潔白だからである。また福州將軍在任中には、（当時の閩浙總督）伍拉納・（福建巡撫）浦霖の汚職を事実上依拠して弾劾している。当時、弾劾された者は多く、魁倫は強く恨まれている。魁倫がもし普段から汚職にかかわっていたのなら、どうして敢えて遠慮なく彼らを弾劾できたであろうか。總督に正式に任命されたのちも、恨みを買っていることを承知して、軽拳妄動のないように気をつけていたようである。魁倫は、もし自重していなければ、誰かに弾劾されることを憂慮せずにいられないであろう。しかし最近受け取った奏摺に、魁倫を弾劾するものはない。身を慎み、家に貯蓄もないというのは事実なのであろう。

近年、福建沿海は乱れており、商船は往々にして出港できず、海関を通過する船舶も減少し、海関の税収にも欠損が出ていることには理由がある。本来賠償すべき銀18万6千余両から、特別に銀9万6千余両を減額する。また、それ以外の請願も聞き入れ、魁倫の毎年の養廉銀から半分を控除し、補填に充てる。その住居を官に納め、小さな家屋一か所、合計12間だけを母親の住居として残すという請願は、まことに哀れである。また魁倫は現在、署吏部尚書の立場にあるのだから、小さな数間の住居に暮らさせるのでは体制にあわない。魁倫が提出した住宅の権利書は返却し、体恤を示す。」

『実録』同日（乙丑）条

命令を下した。

「（喀什噶爾參贊大臣）長麟²⁰などより、吐魯番郡王伊斯堪達爾²¹が、先帝の崩御を聞いて非常に悲しみ、息子玉努斯²²を連れて棺を詣でたいと申し出たが、以前の上諭に基づき、これを止めさせたと上奏があった。本年正月、先帝が急逝したときに朕が下した上諭は、天然痘の既往がないモンゴル王公を対象としたもので、全ての弔問を禁じたわけではない。これは、実際は和珅が上諭を伝えるときに勝手に書き換えて通知を行ったものである。現在長麟の上奏によれば、伊斯堪達爾は先帝の深い恩を受けたのに拝謁することができないので、ホージャやベクなどの回民（の有力者）とともに、内地の例に従って、白い喪服を着用して

¹⁹ 魁倫が閩海關監督を務めている1783年から1798年までの間に、ベトナムからやってきた海賊の活動に伴い閩海關の収入は1793年度の33万両から、2年間で19万両まで激減した。豊岡康史『海賊からみた清朝』（藤原書店、2016年）、106頁。当時の清朝の規定では隔年の税収が過去三年度の最高額に達しない場合、その税関の監督官が補填を行う事となっていた。

²⁰ 覺羅長麟（1748-1811）：満洲正藍旗出身。乾隆四十年（1775）進士。福建興泉永道から始まり、各地で按察使、布政使、巡撫を務めたのち、閩浙總督、両広総督などを歴任。最後は協辦大学士。

²¹ 伊斯堪達爾（1779-1811）：カシュガルの有力者。祖父エミン・ホージャ（額敏和卓）が清朝の対ジュンガル戦争・新疆占領で活躍して以来、代々、吐魯番回部札薩克多羅郡王に封じられていた。1788年、北京で乾隆帝に謁見した際に才能を高く評価されていた。

²² 玉努斯（生没年不詳）：伊斯堪達爾の長子。父の死去後、郡王を継ぐ。直後、コーカンドの有力者に使節を送ったことを咎められ、爵位剥奪の上、ヤルカンドに幽閉された。

服喪しているという。その誠心に、朕は深く憐憫を覚える。この上諭を長麟に伝え、伊斯坦達爾の要望にしたがい、息子玉努斯とともに棺に詣でることを許す。ただし喀什噶爾は要地である。長麟と伊斯坦達爾の兩名はともにかの地の統治を行う立場にあり、責任は重い。もし両者が同時に京師に来たならば、翁果爾海²³が事務を担当することとなるが、彼はその任に堪えることができないだろう。長麟は、伊斯坦達爾が（京師から）新疆へ戻ってから、京師で朕に拝謁するように。」

嘉慶四年三月初九日（1799年4月13日土曜日）

『上諭檔』 No.258

軍機大臣が江蘇・浙江・江西・安徽・湖広・河南・山東など漕糧に関わる地域の総督・巡撫に伝える。嘉慶四年三月初九日、命令を受けた。

「民間での漕糧徴収に関する弊害を列挙する上奏があった。その上奏によれば以前、漕糧は、田地一畝ごとに徴収を行っていたとあったが、これについてはもともと、枘のごまかしなどを通じた民間からの過剰な取り立てが禁止されている。しかし、州県ではこの枘のごまかしによって利益を得、毎石あたり数斗を付加税として加えたり、あるいは規定の倍を徴収するものもある。このようにして納税したものが納税者の三分の一に満たなくても、本色（現物納入分の定額）は満たすことができ、残りを銀納に変更しようとするのである。民衆は、穀物をすぐに銀に変えることができないので、手元にとどめて食用にするほかないし、検査の際には乱暴に扱われて穀物を無駄にされてしまうので、従わざるを得ない。（州県では）上司の弾劾を恐れて賄賂を贈り、地方での訴訟ゴロの告訴を恐れて、分け前を与えている。また、米穀買付請負に関しても弊害が指摘される。まずは上司は、買付け価格を決める段階で、中抜きをして買付け価格を抑え、実際に倉庫に納入する際には、規定量よりも多く納入させる。また、新しい穀物と入れ替えると称しているが、調べてみると実際には倍の量を取引に出し利益を得ている。上司がこの状況を知りつつ見逃すのは、さまざまな方法で中抜きを出来るからであり、胥吏がその状況に利益を見出すのは、規定の価格・納入量と実際の価格・納入量の間から中抜きをできるからであるなどであった。

これらの不正は確実に存在しよう。漕運に関わる督撫は、部下の管理と監視に努め、注意深く査察して、州県など末端が口実を儲けて勒索を行い、民草の財産を奪い、圧迫することがないようにせよ。もし前述の問題があれば速やかに事実に基づいて厳しく弾劾せよ。この命令を通達せよ。」

陛下の命令に従い、伝達する。

嘉慶四年三月初十日（1799年4月14日日曜日）

『上諭檔』 No.260

嘉慶四年三月初十日、内閣が命令を受けた。

「本年の先帝の大事に当たり、外省の総督・巡撫・布政使・按察使などはその報を聞き、それぞれ奏摺を提出してきた。そのなかには素摺（絹を持ちいた弔意を示す奏摺）により哀悼

²³ 翁果爾海：生没年不詳。満洲鑲黃旗人。噶巴喀氏。グルカ戦争、林爽文反乱鎮圧で活躍。このとき英吉沙爾領隊大臣（カシュガル駐留）。

の意を表し、朕の体を気遣ってくれるものもあった。請安（挨拶）のために特別に素摺を提出したものもあったし、定期的な請安摺のなかに「叩慰睿懷（伏して陛下のお心をお慰め申し上げます）」など書き込むものもあった。これらの形式には正しいものと誤ったものが含まれていたが、全て朕を慰めようとするばかりで、吏治や民の生活状況に関しては記載されていない。総督・巡撫は、特定の地域の統治という重責を担い、布政使・按察使には上奏を行う責任がある。吏治や民衆の労苦に常に関心を寄せ、調査を行い、随時事実に基づいて報告すべきである。それらに関心を持たず、また隠して報告しないなどということがあってよいものか。雍正年間に道員・知府・同知にまで奏摺を提出する権限を与えたのは、各省の道員や各司などの巡察の職務は、京師で政務を監督し弾劾を行う責務のある科道官と同等であると考えたからである。科道官の弾劾の多くは、自ら噂を聞きつけたものにすぎないが、地方の按察使や布政使、道員は管轄下の政務や民情について実際に目撃して情報を得ているのだから、科道官の入手した情報よりも詳しくないことがあるだろうか。今後、これまで通り知府以下の各官の奏摺提出は許さないが、各省の道員については、按察使・布政使同様、密摺の提出を許可する。多くの情報を見聞きし、多数の考えを集めて、有益な意見を広く取り入れようとする朕の意に副うように。」

嘉慶四年三月十一日（1799年4月15日月曜日）

『上諭檔』No.271

嘉慶四年三月十一日、命令を受けた。

「歩軍統領・定親王）綿恩²⁴の上奏によれば、翼城県知県の蔡曾源が、城壁の修繕にかこつけて、土地の所有面積に応じて、郷里に出費を割り当てていると山西の民である張元霄が訴えてきたという。この事件は、地方官が公的な名目をたてて出費を割り当て、農村の人々を害しているもので、厳しく追及しなければならぬ。蔡曾源は免職とし、身柄を拘束して、山西巡撫伯麟²⁵に引渡し、犯人と関係者を集めて公正に厳しく審擬を行い、処分案を上奏せよ。原告の張元霄は担当部局に引き渡し、前例に照らして護送せよ。」

嘉慶四年三月十二日（1799年4月16日火曜日）

『仁宗実録』同日（庚午条）

内閣に上諭を下した。

「景安²⁶は以前、河南巡撫の任内において、南陽一帯に駐留し、湖北の教匪の防衛に当たっていたが、まったくの無策であり、教匪を河南に侵入させてしまうと、正面から迎撃することも出来ず、ただ遠くで賊の攻撃を避け、後ろをついて回り情報を集めて嘘の上奏を行い、

²⁴ 綿恩（1747-1822）：宗室。乾隆帝長子永璜の子。この時、歩軍統領。のちに長く御前大臣を務め、嘉慶帝の内廷での活動を補佐した。

²⁵ 伯麟（?-1824）：満洲正黄旗出身。瑚錫哈哩氏。1798年、山西巡撫に抜擢される。その後、長く雲貴総督を務めビルマとの国境管理に尽力した。

²⁶ 景安（?-1823）：満洲鑲紅旗出身。鈕祜祿氏。各地で按察使、布政使を務めた後、1795年、河南巡撫に任命された。1799年、湖広総督に昇進していたが、解任された。1804年に知府に任命され、官途を再開。1806年に江西巡撫に任命され、その後、戸部尚書などを務めた。

責を塞ごうとしていた。たとえ賊匪が南陽一帯から武関へ移動し、陝西へ入っていたとしても、その懦弱、委縮した態度は、兵を引いる臣下のなかでもっとも甚だしいことは明らかである。それが故に、「迎送」などというあだ名がついていることも朕はよく知っている。最近は無恤を行おうとしているようだが、以前まとめて行っていたことを、分けてやり直そうとするのみであるし、戸口の内実を調査せず、ただ一名ずつ配るだけで、県ごとに銀一千両を出したら、それ以上は支出を許さなかった。まったくでたらめである。地方の大吏が人々を安んじ、収容するのなら、それぞれの世帯の実数を把握し、それぞれに処理を行うはずだ。もし一概に上限を定めてしまえば、流民が多いところであれば食糧に不足しているだろうし、賊が騒いでいない地域であれば公費の無駄遣いとなる。小民が居場所を失い、官吏がでたらめに金を使うのも当然である。

景安は和珅の族孫であり、普段から和珅に阿り、奏摺に手紙を付け、指示を仰いで恃みとしていた。賊を掃討する能力はなく、民衆の慰撫に留意することもできない。現在、湖北省は極めて重要な省となっており、再び誤りを為さしめるわけにはいかない。景安は京師で指示を待て。後任の湖広総督には倭什布²⁷を任命し、河南巡撫には呉熊光²⁸を任命する。すでに難民を安んじ、賊党を討つことに関しては指示を下した。経略の勒保²⁹には心を尽くして議論させている。現在、上奏された対策は詳しく根本的なものとなっている。また上奏の中で言及されたように、湖北・陝西・河南の三省はまとめて対策を立てる必要がある。陝甘総督松筠³⁰は真剣に任務に取り組み、布政使の馬慧裕³¹の補佐を受け、的確な対処を行うであろう。湖北省の帰州、巴東、鄖陽一帯は、賊の被害を受けた地区である。現在、四川省の賊匪の侵入に対しては厳しい防備を敷いており、河南省は落ち着いているが、陝西省で逃げまわる賊が時折、河南をうかがっている。倭什布と呉熊光は、ともに速やかに任地におもむき、勒保が今回制定した章程に副って、部下を率いて、心を尽くして対処にあたり、難民を安んじ、相談して良い方法を考えて、朕の委任に副え。」

²⁷ 倭什布 (?-1810)：満洲正紅旗出身。瓜爾佳氏。各地で按察使、布政使を務めたのち、1797年に山西巡撫に任命された。その後、湖広総督、兩広総督などを歴任した。

²⁸ 呉熊光 (1750-1833)：江蘇省昭文県出身。乾隆三十六年 (1771) 会試合格。当時の有力者阿桂に信任され、朱珪とともに嘉慶帝を含む乾隆帝の皇子たちの教育に従事。和珅排除の際に嘉慶帝を補佐し、その後は河南巡撫、湖広総督、兩広総督を歴任。

²⁹ 勒保 (1740-1819)：満洲鑲紅旗出身。費莫氏。1785年に陝西巡撫に任命される。その後、グルカ戦争の兵站管理を担当し、高い評価を受ける。その後、ミャオ族反乱、白蓮教反乱鎮圧に奔走。1799年、反乱長期化を受け鎮圧責任者を解任されるが、引き続き鎮圧活動に従事。1810年以降は京師に戻り、大学士、軍機大臣を務める。

³⁰ 松筠 (1754-1835)：蒙古正藍旗出身。瑪拉特氏。理藩院でモンゴル語にかかわる実務官僚を務めたのち、庫倫辦事大臣に任じられる。その後、京師で戸部侍郎・軍機大臣を務めたのち、駐藏大臣に任じられた。和珅失脚にともない、戸部尚書として京師に呼び戻された。その後、伊犁將軍、兩江総督などを歴任しつつ、数年ごとに京師へ戻り軍機大臣を務めた。村上信明『清朝の蒙古旗人』(風響社、2007年)、承志『ダイナン・グルンとその時代：帝国の形成と八旗社会』(名古屋大学出版会、2009年)。

³¹ 馬慧裕 (?-1816)：漢軍正黃旗出身。乾隆三十六年 (1771) 進士。江蘇省鎮江府知府から始まり、按察使、布政使を歴任。この時、陝西布政使。のちに湖広総督を長く務めた。

嘉慶四年三月十三日（1799年4月17日水曜日）

『仁宗実録』同日（辛未）条

内閣に命令を下した。

「先日、景安は京師へ来て指示を待つように指示を下した。景安は河南巡撫と湖広総督の任期中、恐懼するばかりで無能であり、本来、罪に問うべきである。しかし、平日の態度は謹厳であり、現在、四川の軍事に必要な軍需輸送事務が重要なものとなっているので、景安は倭什布が湖南省に到着し、引き継ぎが終わったら、伯爵の爵位はそのままで四川へ赴き、明興³²と交替して軍需事務に当たれ。これは、朕の格外の恩恵であり、更正の機会を与えるものである。景安は感激奮起して、福寧³³とともに、まじめに事務に当たり、滞りなく物資供給を行い、需要に不足することないようにして、積年の悪習を改善せよ。明興は軍営に戻り、経略勒保の指示に従い、兵を率いて戦闘に加わるように。」

嘉慶四年三月十四日（1799年4月18日木曜日）

『上諭檔』No.285

嘉慶四年三月十四日、内閣が命令を受けた。

「現在、高宗純皇帝実録を編纂中であるが、清潔な場所を選び、謹んで編纂を行うように。またこの事業に関与する大小の官員は人員も多く、編纂場所は広くなければならない。ところで清字経館³⁴は、朕が親王であったころ訪れたことがあるが、非常に整頓され静謐な場所であった。翻訳事業はすべて終わっているので、そこを実録館とする。そこに清字経館奥の四十余間も繰り込めば、編纂の地として、今後ますますゆとりができる。そこに保存してある經典の木版は、担当官が保存先を探すこととせよ。今後、朕が西華門を出入りするとき、在館の総裁などの各官は、以前の清字経館の規定に従って並んで見送るなどをする必要はない。」

『上諭檔』No.288

吏部・都察院へ通知。本日、口頭にて以下の指示を受けた。

「軍機大臣が、寿皇殿を誤って奉先殿と書き誤った件について処分を自ら願い出た。すでに提案のとおり処理せよと指示したが、軍機大臣には董誥³⁵・戴衢亨³⁶など漢人がおり、清字（満洲文字）には通じていない。処分を免ずる。」とのことであった。通知するので、そ

³² 明興（?-1807）：満洲鑲黄旗出身。富察氏。天津で知府、道員を務めた後、1782年から山東巡撫。その後、京師で侍郎、副都統を務め、しばしば四川やトルファン、ハミなどに派遣されていた。

³³ 福寧（1739-1814）：満洲鑲藍旗出身。伊爾根覺羅氏。按察使などを務めたあと、1790年に湖北巡撫。その後、两江総督、四川総督などを務めた。1798年、白蓮教鎮圧の遅れを咎められ、四川総督を解任の上、反乱鎮圧に従事していたが、投降者を殺害したことを罪に問われ、新疆に流された。その後、駐藏大臣を務めた。

³⁴ 清字経館：大蔵経の満洲語翻訳を目的に1772年に紫禁城内西華門付近に設置された施設。翻訳事業は1794年に終了した。章宏偉『《清文翻訳全蔵経》書名、修書機構、翻訳刊刻時間考』（『法鼓仏学学報』2、2008年）。1799年、実録編纂用の施設とされたが、版木や仏像、その他の書類などはそのまま置かれていたようで、1820年、道光帝即位に伴い、雍和宮や武英殿に移管され、清字経館は廃止された。『宣宗実録』巻4、嘉慶二十五年九月己未条。

れにしたがって処理を願いたい。以上の通り、三月十四日付で通知する。

『仁宗実録』同日（壬申）条

また命令を下した。

「そもそも満洲の旧規においては、およそ派遣者を選んだり、兵丁を確保したり、昇進の順序を定めるに当たり、その功績と、経験があり技術の優れたものを選んで、関連部局に通知してきた。しかし近年來、階級による昇進の順序の慣例や品級を無視し、場合によっては個人的な情誼を利用したり、賄賂を送ったりするものがある。朕の即位以前、朕に対して（口利きを）頼んできたものもいいても、その名刺を投げ捨て放っておいた。朕はこのような弊害をよく知っており、痛恨に思うものである。この指示を、八旗都統、前鋒統領、護軍統領、健銳營、内外の火器營、総管内務府大臣、包衣護軍統領などに通知し、派遣担当者の選抜、昇進の順序などを勘案するに当たっては、旧規を守り、公平に処理を行うようにさせる。もし名刺を投じて口利きを願うものがいれば、担当の大臣は即座にそのものの姓名を明示して弾劾せよ。これでも悔いることなく、これまで通り、情誼に沿い、賄賂を受け取って選抜などを行うものは、発覚すれば、必ず重く罪に問い、決して許しはしない。」

嘉慶四年三月十五日（1799年4月19日金曜日）

『仁宗実録』同日（癸酉）条

軍機大臣に命令を下した。

「今回の（白蓮教反乱鎮圧にかかわる）軍事費は、すでに銀七千万両余りを超えているが、皆、各方面の兵を率いる大員が濫用したために起こったことであり、朕もよく聞くところである。今、福寧の上奏では、宜綿³⁷が軍務を総統していたとき、逃げた匪賊を追撃するとして、毎日營署を移動させており、また一時の便宜的な審査・支出を行い、このような多額の軍事費支出となったとあった。その中には、無数の無駄な支払や濫用が含まれているであろう。報告されている各路の輸送路も、時にふさがれることもあり、武器火薬、糧食などがしばしば輸送を阻まれたり、奪われたりしていることも本当であろう。今後、この種のことに關しては、事実に沿って上奏し、いささかも粉飾を加えてはならない。また上奏によれば、徐添徳の集団は、太平から開県・雲陽地方に逃亡したようであり、徳楞泰が兵を率いて追跡しているとのことであった。以前の勒保の上奏に拠れば、訥音³⁸が開県に派遣され、兵を率

³⁵ 董誥（1740-1818）：浙江省富陽県出身。父親は、乾隆中期に尚書を歴任した董邦達。乾隆二十八（1763）年進士。一貫して京官として昇進し、1779年に軍機大臣に任命された。その後、1797年から1799年にかけて母親の服喪のために職を離れたことを除くと、1818年までの足掛け40年にわたり軍機大臣と内閣大学士を兼ねる最高級官僚として清朝中枢にあった。

³⁶ 戴衢亨（1755-1811）：江西省大庾県出身。乾隆四十三年（1778）の殿試首席合格者。1797年、礼部侍郎、軍機大臣学習行走（軍機処内での決定に参与するが見習いの立場）に任命。

³⁷ 宜綿（?-1812）：満洲正白旗出身。鄂濟氏。金川反乱鎮圧に従軍。その後広東巡撫に抜擢される。1790年代前半には烏魯木齊都統を務め、1795年から陝甘総督。白蓮教反乱鎮圧に失敗したとされ、伊犁へ流罪とされる。2年後、帰京を許され、1810年、大理寺卿になるも、病気のため解任される。

³⁸ 訥音（生没年不詳）：1786年、北京駐留軍の火器營翼長から副都統に任じられ、その後、厄魯特部落領隊大臣を務めていた。白蓮教反乱鎮圧に参加し、功績を挙げられず批判を受けた。

いて防衛に当たっているというが、いまだに戦闘を行って賊を殺害したとは聞いていない。今回、徐添徳が逃げ回って、当地を騒がしているときに、訥音は力を尽くして掃討しようとして賊と戦ったのか、それとも以前と同様萎縮してたはどこかに逃げ出していたのか。勒保は調査を行い事実に基づき報告せよ。この命令を傳達せよ。」

嘉慶四年三月十六日（1799年4月20日土曜日）

『上諭檔』No.293

嘉慶四年三月十六日、命令を受けた。

「以前、宗室の王・公および一品の文武大臣が用いていた太監（宦官）に関しては、人数の規定がなく、私邸に身を投じる太監の数が多くなり過ぎ、宮廷内で働く者は不足し、王・公・大臣の家から調達しなければならなくなっていた。【しかし、各王・公の家中では太監を抱える家は少なく、（献上用に）高い値段で買い求めているものがあることも、朕はよく知っている。】今後はそれぞれに定員を定めて体制に符合するようにせねばならない。今後、親王は【七品の首領（宦官の官名）一名】、太監四十名、郡王は【八品首領一名】、太監三十名、貝勒は太監二十名、貝子は太監十名、入八分公は太監八名、一品以上の文武大臣は太監四名、公主額駙は太監十名、民公は太監六名の利用を許すが、八分に入らない公と二品以下・民爵侯以下のものが太監を利用することは許さない。今回の定員数制定以降、多くの太監を利用しようと思わないものは、人員を削減してもよい。定員を埋めることに拘ってはならない。しかし、以前どおり定員を超過しているようならば、「違制律」に従って罪に問う。結局のところ、私宅での太監の数は抑制されることになるので、今後、宮廷で必要な太監を私宅から調達してはならない。このことを通知するので、従うように。また、現在、王・公・大臣の私宅で使われている太監のうち、今回の定員を超えるものについては、内務府に引渡し、【宮廷で働かせる】こととする。今後、宗室・王・公などの下にいる太監について、毎年年末に宗人府に報告し、一品の文武大臣の下にいる太監は都察院に報告し、それぞれ上奏するように。規程として定める。」

『上諭檔』No.294

軍機大臣より、両広総督吉慶に傳達する。嘉慶四年三月十六日、命令を受けた。

「吉慶の上奏によれば、「先年、貴州省の苗匪が反乱を起し、広西にまで影響が広がったが、掃討作戦に協力して軍務が終了した後、全ての陋規を廃止することとなったので、貴州に章程を確認して、それにしたがって処理を行ってほしい」、とのことであった。貴州・広西の地方官は、胥吏や現地の族長が勝手に陋規を取る不正を見咎めず、反乱を誘発するに至った。以前からの非公式な手数料は、全て排除されるべきである。ただし、以前にどのような章程を定めていたのかについては、上奏に明記されていなかった。吉慶に伝えて、以前制定した章程について詳しく調べて上奏し、同時に貴州巡撫馮光熊³⁹に通知して、陋規を排除するために制定された章程に従って、協力して処理を行い、苗族の暮らす辺疆に平穩をもたらすように。この命令を傳達せよ。」

³⁹ 馮光熊（?-1801）：浙江省嘉興県出身。乾隆十二（1747）年の進士。乾隆末より貴州巡撫、雲南巡撫、雲貴総督を歴任した。晩年には都察院左都御史を務めた。

陛下の命令に従い通達する。

『仁宗実録』同日（甲戌）条

また命令を下した。

「今回の匪賊の討伐は喫緊の課題であるが、広東、広西から四川までは距離がある。軍機大臣は四川、雲貴などの省の人員について、近辺の省から任命し、交替に必要な人数を確保するよう上奏したが、この提案は甚だ良い。ただ朕は、以前、緑営兵のうち雲南、貴州のものが強力で、とくに貴州の兵は頑健であると聞いた。そもそも勤保は以前（嘉慶二年正月）貴州で狛苗の反乱を鎮圧したことがあり、当地の将兵について熟知しているので、滞りなく人員確保ができるし、四川へも近い。今回の兵士の入れ替えに当たっては、まず貴州から四川へ派遣するのが良い。もし数が足りない場合は、雲南の兵丁から必要な人員を派遣すべきである。しかし、両広で減少する兵丁数も勘案して、勝手に多くを派遣しないように。この命令を通達せよ。」

嘉慶四年三月十七日（1799年4月21日日曜日）

『仁宗実録』同日（乙亥）条

また命令を下した。

「阿爾塔什第⁴⁰の上奏によれば、土爾扈特汗である霍紹齊⁴¹の祖母哈屯が、先帝の崩御を聞き、霍紹齊を連れて阿爾塔什第のもとを訪れ、霍紹齊の俸銀二千五百両を京師のラマに送り、念仏をあげてもらいたいと懇願してきた。このことは断じて行ってはならない。阿爾塔什第はこの時に止めないばかりか、奏摺を作成して朕に願出など、のろまで何もわかっていない。このことをよくよく戒めるが、一方、霍紹齊とその祖母の誠心を無駄にするわけにもいかない。阿爾塔什第は以下のとおり、霍紹齊とその祖母哈屯に伝えよ。“なんじらの誠意は皇帝陛下にお伝えしたが、『以前、なんじらには先帝の恩がくまなく伝わっていた。今もし、なんじらの願いを聞き入れて遠路、銀両を運んで、念仏をあげることを許してしまうと、転じて先帝のなんじらを愛育しようというお考えに反してしまうことになる。断じて行わせるわけにはいかない。朕はなんじらの誠意を嘉するもので、深く惻隱の情を持つものである。先帝の在天の靈は、必ずや心に御留めくださるであろう』との回答であった”。」

嘉慶四年三月十八日（1799年4月22日月曜日）

『上諭檔』No.300

嘉慶四年三月十八日、内閣が命令を受けた。

「従来、各税関の徴税は、「正額」の外に「盈余」という項目をおき、それまでの三期の最も徴収額が多かった年限と比較し、もしその額に足りなかった場合は、担当の税関監督に不足分を賠償させていた。このため税関監督は、理由をつけて苛斂誅求を極めたが、賠償額すべてを支払うことはできず、この規定はいたずらに有名無実となっている。それぞれ各税関の状況は違うのだから、「盈余」の数値は公正に設定し、検査可能なものとするので体恤

⁴⁰ 阿爾塔什第：人名。1817年から1874年まで車臣汗を務めた同名のものは、別人と思われる。

⁴¹ 霍紹齊（1786-1806）：乾隆帝に帰順したウベシの孫。

を示すべきである。すでに、戸部が上奏した各税関の「盈余」額のリストについて、朕がこれまでの増加分を調べてそれぞれの数値を減らした。今後は、各税関の毎年の「盈余」が、今回規定した数値に足りなかった場合は、速やかに差額を賠償させる。もし定額よりも多かった場合には、全額徴収して戸部へ送る。三年比較の規定は撤廃する。工部の船料竹木などの税は、渝関（四川）の「盈余」に定額がないのでそのままとし、由開などの税関にも「盈余」の項目はないのでそのままとするほか、それ以外の税関（工関）もそれぞれ盈余額を減らした。今後は一律に処理をおこない、比較を行わないように。リストを付す。」

『上諭檔』No.301・302所収「欽定戸関贏余数目」「欽定工関贏余数目」（単位：両）。

	太平関	粵海関	九江関	淮安関	海関廟湾	閩海関	燕湖（戸）	揚州関
定額（雍正） ⁴²	46829	40000	153889	119838		66549	138496	44884
盈余額（嘉慶）	75500	855000	347800	111000	2200	113000	73000	68000
	許墅関	西新	鳳陽関	江海関	贛関	北新関	浙海関	天津関
定額（雍正）	168709	33684	79839	23016	41124	107669	32036	40464
盈余額（嘉慶）	235000	29000	15000	42000	38000	65000	39000	20000
	臨清（戸）	坐糧庁	夔関	武昌関	婦化城	梧州廠	潯州廠	打箭炉
定額（雍正）	29684	6369	73740		15000			20000
盈余額（嘉慶）	11000	6000	110000	12000	1600	7500	5200	
	山海関	殺虎口	張家口	辰関	武元城	臨清（工）	宿遷関	燕湖（工）
定額（雍正）	32200	10910	13000					
盈余額（嘉慶）	49487	15414	40561	3800	2	3800	7800	47000
	龍江（工）	荆関	通永道	打箭炉、渝関、由開関、南新関、潘桃口、潘家口、古北口、殺虎口については、盈余額の設定なし				
定額（雍正）								
盈余額（嘉慶）	55000	13000	3900					

『上諭檔』No.303

軍機大臣より署閩浙総督・福建巡撫汪志伊⁴³に伝える。嘉慶四年三月十八日、命令を受けた。

「福昌⁴⁴と汪志伊は「公金の欠損を出したにもかかわらず、期日を過ぎても返済しない知県は、それぞれ免官の上で、罪状を調べ処罰を下すべきである」とする上奏を行ったが、その内容はいささか厳格に過ぎよう。この案件は、浦城県知県の孫学曾と、既に死亡した知県王致礼が、毛皮を掛買し、振り出した約束手形には、官庫に欠損は生じさせない旨が明記されたにもかかわらず、未だ支払いがなされていないというもので、規定に従って期限を決めて、支払いを完了させなければならない。現在京師にいる戸部員外郎の庫蒙額⁴⁵の如き

⁴² 雍正年間に定められた定額は廖声豊『清代常関与区域経済研究』（人民出版社、2010年）、pp.45-46を参照。

⁴³ 汪志伊（1743-1818）：安徽省桐城県出身。乾隆三十六年（1771）挙人。山西省で知県、江蘇省で知州から按察使まで務め、福建布政使を経て、このとき福建巡撫。のちに湖広総督、閩浙総督を務めた。

⁴⁴ 福昌（?-1807）：満洲正白旗出身。蘇完瓜爾佳氏。1790年代後半から、荊州將軍、広州將軍、福州將軍などを歴任した。

も、官庫に納入すべき毛皮の代金を期限を過ぎても支払わず、免職して償還させたに過ぎない。今回、当該の総督・巡撫らは、即座に役人を孫学曾と王致礼の任地に派遣し、財産を差し押さえさせ抵当に入れ、それぞれ原籍地の家財を調査、没収し完済させた。これほど騒ぎ立てるのであれば、もしこれらの官員たちが官庫に穴を開けた場合、一体どのような罰に処せばよいのか。以前、内外の刑罰をつかさどる役所が、案件をはかり定める際、頻繁に「雖」や「但」という言葉を用いたのに対し、命令を下してこれを禁止しており、当該の総督らは既にこの禁令を受け取っていたはずである⁴⁵。しかし今回、相変わらず「雖」や「但」といった言葉を用いる因習が見られ、まことに深刻で憂慮すべき状況である。ましてや今後、政府が物品を売却する時も、人々はこの事件のことを気にして様子をうかがい、敢えて買おうとはしなくなるかもしれない。福昌と汪志伊には、ともにこの命令を伝えて譴責し、浦城県知縣孫学曾は免職とし、既に死亡している知県王致礼の孫、王元濤とともに償還させ、期限内に完済できるならば、なお規定通りに処理せよ。彼らが没収した両官員の財産は、数量を確認の上返却し、それぞれの原籍地において財産の調査、没収を行う必要はない。この命令を通達せよ」

陛下の命令に従い通達する。

嘉慶四年三月十九日（1799年4月23日火曜日）

『上諭檔』No.309

嘉慶四年三月十九日、内閣は命令を受けた。

「董椿⁴⁷は、蘆東（山東）商人の江公源らが「現在、四川・湖南の教匪はすぐにも排除されるべき趨勢にあるが、善後処置のためには、なお多額の費用が必要である。我々長蘆商人が銀六十六万両、山東商人が銀三十四万両、あわせて銀百万両を寄付し、微意を表したい」と申し出てきたことについて、上奏した。蘆東の塩生産業はますます拡大しており、資金の融通も多方面にわたって行っている。今回、この商人たちが恩義を深く感じ、私財を国のために役立てようと、長蘆と山東の両方で銀百万両の寄付を願い出てきているのは、もとより勇んで公事を第一とする心によるもので、もし拒否して受け取らなければ、その微意を満足させてやることもできない。但し現在の川楚の教匪も、即日掃討されることであろうし、その善後処置などに関しても、必要な費用はさほど多くない。かつ蘆東の商力も、平素から財政が逼迫していることが伝えられているので、寄付を願い出てきた銀百万両のうち十分の六、すなわち長蘆からは銀三十九万六千両、山東からは銀二十万四千両を受け取り、戸部の銀庫に入れる。その上で商人への対応を吏部にゆだね、規定通り、それぞれ栄典を授けて功労を賞することとする。また董椿は、蘆東商人は、かつて政府から受領した兩淮と共同で利用する無利子の運営費銀百万両について、癸亥年〔嘉慶八年〕四月から、十回に分けて内務府に交付し、公のために役立てていただきたいと願っている、との旨を上奏してきた。その願

⁴⁵ 庫蒙額：このとき戸部員外郎を務めていた人物については詳細不明。似た名前で、同年、内務府や奏事処で員外郎を務めていた克蒙額という人物がいる。

⁴⁶ 当該上諭は、『上諭檔』No.55（嘉慶四年正月十五日）。前掲相原他「嘉慶研究序説(1)」参照。

⁴⁷ 董椿（生没年不詳）：出身地など不詳。当時、長蘆塩政を務めていた。熱河総管や淮安関監督を務めていることから、旗人であろう。

い通りに処理せよ。」

嘉慶四年三月二十一日（1799年4月25日木曜日）

『上諭檔』No.311

嘉慶四年三月二十一日、内閣は命令を受けた。

「巡視南漕給事中劉坤は、緊要に関わらない案件を、ともすれば一日五百里の駅伝を使って上奏し、人々を驚かせた。そのため、担当の部に引き渡して厳しく詮議させ、いったんは吏部による降一級調用の決議が出たのだが、朕はこの給事中がいったん降級調用となったら、今後、事情を理解していない官員が、緊要の事件に出くわした時、前例に拘泥して、敢えて駅伝を使わない恐れがあることを考慮し、劉坤に恩を施し、降二級留任に改めさせたのである（同月十八日付上諭 No.305）。ところがその直後、劉坤はまた日に五百里を行く駅伝を使って上奏を行った。その内容は通常の案件であったが、処罰されたばかりだったので、再び叱責を加えることはしなかった。劉坤は本日、またも五百里の駅伝を使って上奏を行い、その内容はなおも前例に照らして処理すべき漕運に関する事柄であった。さらに兼署兵部尚書軍機大臣那彦成によれば、「昨日、劉坤は、前回の駅伝を使った上奏が未だ届いていないとして、即座に六百里の駅伝を飛ばして、兵部に問い合わせをしてきたので、ちょうど上奏文を起草し、本部と共同で弾劾の上奏を行おうとしていた」とのことである。このように何度も駅伝に負担をかけるとは、劉坤は本当に物事を理解しておらず、余計な負担を増やすことを好んでいる。果たしてこのような輩を巡漕の任に留めおくべきだろうか。劉坤はやはり、吏部による前の提案の通り、降一級調用とし、加級による相殺は認めない。すみやかにその巡視南漕の事務から手を引かせ、朕が他に官員を任命し、派遣するのを待て。」

『上諭檔』No.314

嘉慶四年三月二十一日、内閣は命令を受けた。

「朕が和珅を処罰したのは、そもそも和珅が大奸大悪であり、罪状が明らかなので、処刑し、資産を没収して、戒めを世に明らかにしなければならなかったためである。和珅が私利をはかって法をまげ、蓄蔵した銀の多寡について明らかにすることを目的としたわけではないが、既に調査を経て、和珅の資産はすべて押収され、見逃された隠し財産など残っているはずもない。しかし朕の聞くところによると最近、京師の治安維持に責任を持つ歩軍統領衙門がこの案件について捜査を行っているが、番役の多くは南城外の商店へ行っては恐喝を行い、言いがかりをつけて金品を詐取するばかりで、実際に隠し財産が見つかったことなどない。天子の膝元に集まる商民たちが、このように害を被り平穩を乱されるというのは、まことに政体としてのあるべき姿ではない。さらに朕が最近関税・盈余額を減免したのは、銀両による欠損補填を免除する意図によるものであるのに、現状はそれと相反するもので、和珅を処罰した本意からもまた遠く隔たっている。この案件は、歩軍統領衙門や慎刑司が処理するものではない。この案件における犯人を全て刑部に送り、確実に追及せよ。【今後は被害者を出してはならない】。」

『上諭檔』 No.315

命令に従い、陳大用から聞き取りを行った。その内容は以下のとおり。「私大用は乾隆六十年に江南提督として、海口一帯で兵士を率いて海賊に対する防備にあたっていたときに、浙江巡撫吉慶からの移文に接した。そこには、海賊船を拿捕し、「令」字を掲げた旗、竹かぶと、大砲などの物品もあり、既に捜査して上奏を行ったと記されていた。私は洋上で警戒にあたる総兵や副将ら武官に協力してしっかり防備にあたるよう厳しく命じた。七月初め、崇明鎮総兵の元九叙からの報告によれば、遊撃楊天相は把総林朝相、外委沈春発らを率い、江南と浙江の境界付近の洋上を巡視していた折、福建の船に乗った張茅ら十二人を捕まえ、捜査すると「令」字を掲げた旗一枚、竹かぶと十余り、子母大砲二挺、火薬や砲弾など、禁制の品がでてきたとのことであった。そこで私は犯人および押収した武器など、一つ一つ調べて宝山区当局に送って管理させ、また咨文を署両江総督蘇凌阿⁴⁸へ送って確認をとり、連名で上奏した。そこには蘇凌阿による取り調べを待つと明記してある。この時、蘇凌阿は宝山区を訪れ、沿海の情勢を調査し、証人や犯人に対して訊問を行ったが、すぐに命令に従って治水業務に向かい、その際、関係者や犯人を連れ帰って訊問を続けた。その後、遊撃楊天相が弾劾され免職されるに及んで、私ははじめて蘇凌阿が、楊天相を無実の者を海賊に仕立てたとして、重く罰したことを知った。九月二十八日、担当の部局からの返答が来て、楊天相については斬立決が、林朝相と沈春発は絞監候が提案された。私は元九叙とともに首枷三か月の刑の後、伊犁への流刑に処された。このたび、陛下の御恩を賜り、説明する機会を得ることができ、まことに感激にたえない。私は提督の任にあり、海洋の巡視がその責務であった。一方、それぞれの事件について捜査・取り調べを行うのは、総督ら地方官の職掌であり、敢えて口を挟むことはしなかった。ただ、これまでも海洋の巡視をしている時に、たまたま禁制の物品を発見するようなことがあれば、当然の如くその所持者を逮捕して取り調べも行ってきた。今回逮捕された張茅らの船内には、多くの禁制の武器があり、このため巡視の官員が逮捕して報告してきたので、私は前例どおり宝山区の知県に引き渡し、取り調べを頼んだのである。この船が所持していた船舶運用許可証、出港許可証については、巡視の官員が賊を逮捕した際、ただ禁制の武器のみを証拠として提出したのある。そもそも、この賊は客船に対し海賊行為をはたらき、その財貨を強奪していたのであり、許可証の類もその中に混じていたものと考えていた。そのため、この許可証をもって、この賊が盗賊ではないとすることも出来ないであろう。また、この事件の賊に対して、私が自ら直接取り調べを行ったわけではないので、もとより自らの見解に固執するつもりはない。彼ら地方官がなぜこのような対処をする必要があったのかについては、皇帝陛下のご明察によって自ずと明らかになろう。楊天相は江南の人で、現在一子があり、その子は京師にはいない。元九叙は現在新疆におり、把総林朝相と外委沈春発は蘇州で監禁されている。」

以上のとおり、謹んで上奏する。

⁴⁸ 蘇凌阿（1717-1799）：満洲正白旗出身。1745年に江蘇鎮江府同知に任命され、地方官を歴任し、1795年に両江総督となった。1797年に大学士に任命され、京師に戻ったが、1799年、和珅断罪に伴い、その無為を問われ、引退。乾隆帝の陵墓を守るよう命じられ、この年のうちに死去した。

嘉慶四年三月二十二日（1799年4月26日金曜日）

『上諭檔』No.317

軍機大臣より両江総督費淳に伝える。嘉慶四年三月二十二日に命令を受けた。

「昨日の軍機王大臣の上奏によれば、元江南総督陳大用が上京し、先帝の陵墓への拝謁を願ひ出たという。朕は即位以前、陳大用が海賊を逮捕した案件について【かつて】聞いたことがあった。当時、蘇凌阿は両江総督として部下に取り調べを任せ、無実の者を海賊に仕立てて決着をはかり、遂には楊天相を重罪に処した。和珅は蘇凌阿と姻親なので、これをかばい、冤罪事件を生み出したのである。軍機王大臣が陳大用を問ひ質したところ、「かつて福建船に乗った張茅ら十二人を逮捕し、「令」字を掲げた旗、竹かぶと、大砲、火薬、砲弾などの禁制品を押収した、また浙江巡撫【だった吉慶】から通達があり、その内容が逮捕した海賊と一致した。そこで地方官に引き渡して取り調べをすることになり、その後どのように決着を付けたのかについては、敢えて口出しするようなことはしなかった」と述べた。その言からすると（陳大用の行動には）理由があったようだが、結局は一方の主張にすぎない。現在、同じ案件に関わった把総の林朝相、外委の沈春發は蘇州で監禁中であるから、彼らに問ひ質して裏付けを取ることは難しくなかるう。ましてや以前蘇凌阿がこの案件を取り調べた時、費淳はまだ雲南におり⁴⁹、この件と全く関わりが無い。しかも今や和珅は既に罪に伏し、蘇凌阿も既に隠居の身である。当時取り調べを行った官員もまた上司の意向に迎合して、冤罪を生み出したに過ぎず、今後相応の処分をすればよい。費淳は陳大用をかばうようなことはあるまい。陳大用の今回の上京に至っては、もっぱら先帝の陵墓に拝謁するため、冤罪を訴えようとしたのではない。現在、既に供述が行われたからには、本案件の内情も当然徹底的に究明されねばならない。費淳に命じて、もともとの書類などを調査し、林朝相らを集めて公平に確かな事実を聞き出し、事実に基づいて上奏させよ。【その後】林朝相と沈春發の二人を一緒に京師へ送り、【訊問に備えよ。】陳大用を訊問した顛末を記した奏片は、写して費淳が読むことができるよう送り届けよ。この命令を通達せよ。」

陛下の命令に従い、通達する⁵⁰。

嘉慶四年三月二十四日（1799年4月28日日曜日）

『上諭檔』No.320

臣慶桂⁵¹と董誥は上諭を奉じ、台費蔭⁵²を訊問した。その言によれば「私が錦州副都統の

⁴⁹ 費淳の経歴：費淳は、1789年から1795年まで雲南布政使を務め、乾隆六十年五月初七日付で江蘇巡撫に任命された（『高宗実録』巻1478、同月丁巳条）。江蘇巡撫は両江総督とともに江寧（現在の南京）に駐留するものだが、雲南での銅採掘に関する業務の処理と引き継ぎを行った費淳が江寧に着任したのは同年九月のことで、陳大用の「海賊逮捕」から蘇凌阿の当初の処理案上奏までは関わっていないことになる（中国第一歴史档案館所蔵「朱批奏摺」No.04-01-12-0253-023、費淳上奏、乾隆六十年九月十五日）。ただし、時期的に楊天相らの死刑執行には関与していると思われる。

⁵⁰ 陳大用のその後：この案件について、嘉慶四年五月初十日付の寄信上諭（『上諭檔』No.472）において、両江総督費淳に向け、乾隆六十年に出された裁定を覆さない旨が伝えられている。なお、同年夏、洪吉發が意見書を提出した際、陳大用の「冤罪」は晴らされていないと言及し、それに対し嘉慶帝が、再審理を行ったが関係者から不平が主張されることはなかったと反駁している。『上諭檔』No.879、嘉慶四年八月二十七日明発上諭。

任にあった時、義州に貝子永沢⁵³と、その家人郝某がおり、庄頭（小作人頭）許五徳から訴えられたので、歩軍統領衙門の取り調べを経て、郝某を追放し、貝子永沢を罰金二倍増に、庄頭許五徳の身柄、およびその土地と田畑を全て没収し官有にすることにした。許五徳はかつて土地と田畑を秘密裏に和珅に売り、あわせて銀七千両の契約となった。京師に戻った後、錦州から訪ねてきた人が私に向かって、和珅が人を差し向けて土地の賃料を取り立てているが、許五徳は（和珅が）代金を支払っていないのを理由に、土地を売って賃料を納めるのを拒否している、と言った。この他のことについては、私は詳しく知らない」とのことであった。歩軍統領衙門に通知し、この土地契約証書が和珅の邸宅内にあるかどうか調査して別に処理するほか、全ての取り調べの顛末を謹んで上奏する。

嘉慶四年三月二十五日（1799年4月29日月曜日）

『上諭檔』No.322

嘉慶四年三月二十五日、内閣は命令を受けた。

「これまで南糧（南方から北京へ運ばれる漕糧）の余米は、みな通州にて売却し、（運送にあたった者の）生活費の足しにすることが許されてきた。現在、南糧は既に続々と通州に入ってきており、正供として納入されるもの以外の全ての余米については、特別に旗丁が通州近辺で売却できることとする。旗丁らの日用の足しにできるばかりか、京師近郊の米穀相場や民の食糧事情にも裨益することがあろう。」

嘉慶四年三月二十七日（1799年5月1日水曜日）

『上諭檔』No.328

嘉慶四年三月二十七日、内閣が上諭を奉じた。

「御史玉慶⁵⁴が、盛京各部司員ら全員に対し、俸給の二倍を与えるよう上奏したというが、その内容は全く間違っている。国家が官を設け、職を分けることに關しては、全て昔からの制度があり、特別に賞与が設けられ恵みが施される場合、それらは全て上意から出た恩であるべきであり、臣下が軽々しく願い出るべきものではない。先日も龔驂文⁵⁵から、（八旗にそれぞれ置かれた教育機関である宗学の）総管や副管などの（七品、八品の）官職について、特別に俸給を倍増してほしいとの請願があったが、今また同じような上奏がこの御史に

⁵¹ 慶桂（1737-1816）：満洲鑲黃旗出身。章佳氏。父親は乾隆十年代に軍機大臣・内閣大学士を務めた尹繼善。姉は嘉慶帝の親政初期を支えた儀親王永璇の妻。1771年から軍機大臣を務め、1816年まで、地方に派遣される時期を挟んで足掛け23年にわたり、清朝中枢の意思決定に参与していた。

⁵² 台費蔭（?-1803）：満洲正黃旗出身。伊爾根覺羅氏。この時、兵部右侍郎。1791年から1797年まで錦州副都統を務めていた。

⁵³ 永沢（1741-1810）：宗室。康熙帝第五子胤祺の孫。

⁵⁴ 玉慶（生没年不詳）：満洲鑲藍旗出身。宗室。父親の琳寧（1728-1805）は黒龍江、吉林將軍を歴任し、この時、盛京將軍を務めていた。本人は山東道監察御史であった。

⁵⁵ 龔驂文（生没年不詳）：広東省出身。乾隆二十八（1763）年進士。乾隆末年、御史を務め、その後、通政使司副使、光祿寺卿を経て、この時、宗人府府丞。

⁵⁶ 単俸と双俸：京師で勤務する一部官僚向けに正規の給与である単俸と同額を手当として支給するものを双俸という。この上諭においては、この双俸支給の対象者についての議論が行われている。

よってなされた。国家による俸給は、歳入の定額の総計と、諸官の大小の職分を適切に勘案して決められ、多寡厚薄には全て一定の等級があるということに考えは至らないのか。こうしたことは既に百余年続いてきたし、（双俸ではなく）単俸⁵⁶のみを食む官員というの、今に始まったものではない。最近、陵寢の官員への俸給が足りないので双俸を与えたのは、銀庫司員の得る養廉銀が甚だ多いので、これとの釣り合いをとるために増給したに過ぎない。朕は特別に憐みをかけ、命令を下して恩を施したが、もとよりこれを常例にしてはならない。もしこのようにひっきりなしに昇給の請願が行われ、（他人のために願い出ること）恩を売り、名誉を欲しがり、軽々しく法の変更が取り沙汰されるならば、国家は体裁をなさない。龔驂文と玉慶には、ともに朕の見解を伝えて譴責し、彼らによる元の上奏文も返却する。」

嘉慶四年三月二十九日（1799年5月3日金曜日）

『上諭檔』No.333

軍機大臣より、直隸、河南、湖広、江西、広西の各総督、巡撫に通達する。嘉慶四年三月二十九日に上諭を奉じた。

「秀林が、吉林への徒刑に処され、奴僕とされた蔣大坤が、配所から脱走したと、上奏した。蔣大坤は、すでに処刑された唐老八らによる強盗事件の従犯で、吉林への徒刑に処され、奴僕とされたものである。この者は配流の後、大胆にも身を潜め脱走し、甚だ悪質である。この者の本籍は広西にあり、脱走後あるいは密かに本籍地へ戻ったのか、あるいは途中に留まっているのか、まだ分からない。関係する総督、巡撫に伝諭し、皆で厳しく捕獲にあたらせる。高飛びして法網から逃れるようなことを許してはならない。詳しい人相書きを全て発送せよ。」

陛下の命令に従い通達する。

『上諭檔』No.334

嘉慶四年三月二十九日、命令を受けた。

「刑部が大逆事件に連座し流刑となり、軍隊の奴僕とされた罪人につき、事情を調査し、個別の名簿を作成したので、朕は詳細に目を通した。

狂悖な言論を摘発された事件のなかで、大逆事件に連座した陳長受、陳長幅は、反逆者である陳道鈴の甥である。露斯は反逆者僧明学の弟子である。沈大縉は反逆者沈大綬の弟である。沈榮昇、沈榮箕、沈榮旆、沈榮同の4名は反逆者沈大綬の甥である。郭玉揚、郭玉開、郭玉彩の3名は反逆者郭大至の弟である。劉元幅は反逆者劉文注⁵⁷の伯父である。丁士賢、丁士麟の2名は反逆者丁文彬の甥である。劉馬は劉德照の甥である。劉德明は劉德照の弟である。魏壘は反逆者魏塾の弟である。趙瑄は反逆者趙九如の兄である。趙元娃は反逆者趙九如の甥である。李科秀、李甲秀、李登秀の3名は反逆者李連秀の兄弟である⁵⁸。

⁵⁷ 『仁宗実録』巻41、同日条では、「劉文徳」になっている。

⁵⁸ いずれも、乾隆年間の「徐述夔詩獄」・「王錫侯《字貫》案」などの文字獄（言論弾圧）に関わった人々である。張瑞龍「天理教事件與清中葉文化政策的轉變——以嘉慶朝為中心的考察」（『中央研究院近代史研究所集刊』71、2011年）、59-60頁。

彼らはみな、主犯の子孫として連座すべきものではない。同じ大逆事件に関わった崔敬之ら、および誣告叛逆事件に連座した項大保らとともに、皆恩を施し釈放し、特別に仁を施す朕の意思を示したい。また各名簿の中に挙げられた婦女で、既に功臣の家へ奴として送られた者については、もし一度に解き放ってしまうと、むしろ寄る辺を失う可能性がある。刑部に記録を残してから釈放を待て。もし（彼女たちを）引き取りたいと願い出るものがあれば、報告の上処理し、その便宜を図ってやることとする。別途、奏摺への追記によって報告された先帝への直訴事件を起こした金従善⁵⁹の甥、偽稿作成事件における劉時達⁶⁰の孫、清朝を誹謗する書籍を表した呂留良⁶¹に連座した一族、および徒刑先で生まれた子孫、並びに関連する族戸に関しては罪状が全て重大である。刑部の提案では寛容に取り扱うことはしないとあった。そのとおりである。刑部の提案どおり処理せよ。その他の点も刑部の提案のとおりにせよ。」

以上

(2018年10月31日受理、12月4日掲載承認)

⁵⁹ 金従善：錦州錦県の生員。乾隆四十三（1788）年九月初九日、巡幸中の乾隆帝の列に向かい、皇太子を立てないことなど政治批判の上奏文を提出した。この行為と上奏文の内容が悖逆であるとして罪に問われ、斬立決となった。『高宗実録』巻1066、九月乙未条、戊戌条。

⁶⁰ 劉時達：江西省南昌の守備（下級武官）。1750年代に問題となった高級官僚孫嘉淦名義の政権批判の偽の上奏文の原稿について、その作成と流布に関わったとして処刑された。

⁶¹ 呂留良（1629-1683）：明末清初の思想家。雍正年間に孫弟子を名乗る曾静が雍正帝を誹謗したとして罪に問われた際に、その思想の基となったとして、1733年、墓を暴かれ、家族は処刑・流刑に処された。